

お知らせ

平成28年 10月25日

資料提供先 三次記者クラブ

江の川上流域の減災に係る取組方針を取りまとめました。

～「第2回 江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」の開催～

江の川上流では氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築をめざして、三次市、安芸高田市、広島県、国が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成28年7月19日に、「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、10月24日(月)に「第2回 江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」を開催し、減災を目的とした取組方針を策定しました。

1. 会議の内容

逃げ遅れゼロを目標として、大規模氾濫に対するタイムライン・ハザードマップの作成や防災教育の推進等、各構成機関が一体的・計画的に5カ年で実施する取組みについて、「江の川上流域の減災に係る取組方針」としてとりまとめた。

<取組みの詳細(三次河川国道事務所HP)>

<http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/river/gensaiH28.html>

2. 委員

三次市長

安芸高田市市長

広島県土木建築局長(代理:道路河川課長)

気象庁 広島地方气象台長

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局 土師ダム管理所長



会議状況

問い合わせ先：国土交通省三次河川国道事務所

(担当) 副所長 (河川)

たむら みのる
田村 実

(担当) 河川管理課長

うちだ あつひさ
内田 敦久

TEL : (0824) 63-4121

FAX : (0824) 64-2240

URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>

「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣旨・目標・取組方針

近年、激甚化する豪雨により河川の計画高水流量や計画高水位を超過する洪水が発生しており、今後も地球温暖化等の影響を受け更に増える傾向にある。そこで、国は平成 27 年 5 月に水防法を改正し、想定し得る最大規模の降雨の洪水浸水想定区域図を公表することとした。また、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」により、利根川水系鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

江の川水系は中国地方で最も大きな流域を持つ河川であり、山地部に降った雨は、河川の沿川に形成された市街地に集中することから、大きな洪水リスクを抱えており、昭和 47 年 7 月豪雨では、堤防決壊による家屋浸水や倒壊など、甚大な被害を経験した。

さらに、江の川で想定し得る最大規模の降雨が発生した場合、計画された治水施設が整備されても、堤防の決壊や越水による浸水や家屋倒壊等の甚大な被害が発生するとともに逃げ遅れによる人命を失う危険性が高い。

こうした背景を踏まえ、三次市、安芸高田市、広島県、広島地方气象台、河川・ダム管理者（中国地方整備局）からなる協議会（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 7 月 19 日に設立し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

本協議会では、江の川上流における想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図や過去の災害対応の状況とその課題を踏まえ、減災のための目標を『江の川上流の特徴である急激な水位上昇・深い浸水エリアから地域住民の生命を守るため、「逃げ遅れゼロ」を目指す』と共有した上で、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項を「江の川上流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、

① 迫り来る危機に対応する的確な避難行動のための取組

- ・ 中山間地における人口減少や高齢化を踏まえた上で、住民が安全に避難できる避難勧告の発令基準の見直し（平成 30 年度）を図り、大規模氾濫及び内水・土砂災害などの複合災害や夜間・荒天時を考慮しつつ、タイムラインの更新（平成 30 年度より随時）を行う。

また、想定最大規模降雨による浸水想定区域による深い浸水エリアや家屋倒壊エリアから、住民が安全に避難できるよう避難所及び避難経路を検討（平成 31 年度）した上で、ハザードマップを作成し、各戸へ周知（平成 32 年度）を行う。

洪水情報など住民の避難判断を促す重大な情報については、既存の情報提供手段に加え緊急速報メールなどのプッシュ型の情報伝達手段（平成 29 年度）を整備するとともに、河川のリアルタイム映像の提供（平成 31 年度）など迫り来る危機を把握するためのわかりやすい情報の提供を行う。

② 避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

- ・ 江の川上流では、河川水位の上昇に伴う内水被害や山間狭窄部の道路冠水が多発するおそれがあり、関係機関が避難経路の安全性を確認しながら、効率的な水防活動と避難支援を行うための現地点検（平成 31 年度）や、排水計画（平成 30 年度）に基づく排水ポンプ車の効率的な運用を行う。また、土師ダムではダム下流の被害を軽減するため、流入量予測の精度向上による更なる効率的な操作を実施する。

③ 水防災と地域社会を意識した防災教育の取組

- ・ 戦後最大の被害をもたらした昭和 47 年 7 月洪水から、40 年以上経過し、水害の記憶が薄れていることから、被災経験者の経験談や教材を用いて、小中学校における水害（防災）教育を平成 29 年度にモデル校を選定し実施するとともに、その後順次拡大を図る（平成 32 年度）ことや、高齢者等の災害時要配慮者を考慮した避難訓練を平成 30 年度より実施する。

協議会は、今後、毎年度末に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。